

使用許諾契約書

本契約書は、お客様が購入された「学習者用デジタル教科書」（以下「本ソフトウェア」といいます。）及び本ソフトウェアに付随する取扱説明書等の関連資料（以下「関連資料」といいます。本ソフトウェアと併せて以下「本製品」といいます）をご使用いただくにあたり、お客様が遵守頂く使用条件を定めたものです。お客様は、本契約書の全ての条項に同意し、本契約の成立を承諾していただく必要があります。お客様は、本ソフトウェアをインストールまたは使用された時点で、下記の〈本製品のご使用にあたって〉の全ての条項に同意したものとみなされます。

〈本製品のご使用にあたって〉

（使用許諾）

第1条

お客様は、本契約が成立することにより、次条に定める使用目的のために、本製品の非独占的かつ譲渡不能な使用权を以下のとおり許諾されるものとなります。許諾されたライセンス数を超えた使用は許されません。

本ソフトウェアに含まれているコンテンツデータにかかる権利は当社または著作権者がお客様に譲渡するものではありません。お客様は本製品の記録媒体またはお客様が所持する記憶媒体にデータを保管し所持しますが、コンテンツデータの所有権その他すべての権利およびコンテンツデータに含まれるすべての知的財産権は当社または著作権者に帰属するもので、お客様は本契約によって、本ソフトウェアのコンテンツデータを使用する権限のみが許諾されるものとなります。

①ライセンスの範囲

本製品を購入したひとつの学校（学校教育法第1条に定める教育機関としての学校、及び、文部科学大臣による認定を受けた学校と同等と認定された在外教育施設、指定研修施設、指定外国人学校等学校教育法により学校と同様に扱われる教育機関を含む。以下、本契約においてはこれらを「学校」といいます。ただし、分校など、同一の敷地内ではない場所に位置する場合は、別の「学校」とします。）においては、本ソフトウェアを使用するコンピューター等の機器の台数にかかわらず、本製品を購入した際に当社に申し出た、ライセンス証明書に記載された人数分の使用ができます。ただし、使用者はその学校に在籍している児童生徒及び教職員に限ります。また、一度使用されたライセンスを別の児童生徒及び教職員等が使用することはできません。

②ライセンスの期限

ライセンス証明書に記載の期日まで使用できます。

（使用目的）

第2条

お客様は、本製品を、学校内における授業の実施のために使用することができます。

（動作保証）

第3条

本ソフトウェアは、当社が別途定めた使用環境に基づき作動対象機器を定めています。これらの使用環境に合致する場合であっても、個々のコンピューター、サーバーの特性、通信環境、他のソフトウェアとの競合などにより正常に動作をしない場合もあることから、当社はお客様の個々の端末における本ソフトウェアの作動を保証することはいたしません。

お客様の個々の端末における動作の不具合の解消は、お客様のシステム管理者等にご相談下さい。

2.前項にかかわらず、お客様が本製品のご購入後 90 日以内に当社に通知をしたときは、当社は以下の対応をするものとします。

(1) 本ソフトウェアの記録媒体の欠陥、不具合による読み取り不能等や、関連資料の乱丁・落丁があった場合には、交換を無償で行います。

(2) 本ソフトウェアそのものに、当社が定める使用環境の如何に関わらず適切な動作をしない重大な欠陥があり、特定のお客様に限らず適正な動作をしない場合には、その欠陥の程度に応じて交換もしくは補修プログラムの提供、解決方法のご案内を行います。ただしこの場合においても、完全な動作の回復を当社が保証するものではありません。

(知的財産の帰属)

第4条

本製品の著作権は、当社に帰属し、本ソフトウェア及び付随する関連資料はいずれも著作権法により保護され、お客様は、第2条の使用目的の範囲で、第1条の使用許諾の範囲内で本製品を使用するものとします。

なお、本製品に収録されている楽曲、楽譜その他の作品及びこれらの隣接著作権については、本製品に記載された各著作権者にその著作権等が帰属しています。

(禁止事項)

第5条

本ソフトウェアをご利用いただくにあたり、お客様の以下の行為を禁止いたします。

(1) 本製品または本ソフトウェアを当社が許可した以外の方法でインストールまた複製すること。

(2) 本ソフトウェアの改変・改造、また、改変・改造した本製品を第三者に譲渡し、使用許諾または転売すること。

(3) 本ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブル、または解読すること。

(4) 本製品につき、印刷物、映像、新しいソフトウェアなど態様の如何を問わず二次的成果物を制作すること。万一二次的成果物の制作が行われたときは、それが適法に制作されたか否かを問わず、それら一切の権利は当社に帰属するものとします。

(5) 本製品を、第三者に販売、賃貸借、サブリース、配布、ブロードキャスト、サブライセンス、またはその他の様式で譲渡すること。

(6) 本ソフトウェア及び発行したライセンスを有償無償を問わず第三者に譲渡し、使用許諾または転売すること。

(7) 本ソフトウェア及び本ソフトウェアに収録されているデータを記録メディア、ネットワークサーバ、ファイルサーバなどに複製し、本契約による使用权を有しない第三者が閲覧および利用可能な状態にすること。

(8) 本ソフトウェアを公序良俗に反する目的や誹謗中傷のために利用すること。

- (9) その他著作権法に違反する行為を行うこと。
2.第2条に定めた使用目的を逸脱して使用すること。

(保管義務)

第6条

お客様は、本契約書、本製品、本契約に附随して入手したシリアルナンバー等を厳重に保管し、第三者に漏洩・開示してはなりません。万一これらが第三者に使用された場合には、当該第三者が当社と契約をしていた場合に当社が得られる使用許諾料その他の料金相当額をお客様は当社に賠償しなければなりません。

(責任制限)

第7条

本ソフトウェアをご利用することによってお客様に損害が生じた場合であっても、第3条2項による補修、交換等を除き、当社は一切責任を負いかねます。なお、当社の責任においては以下の事項にご注意下さい。

- (1) 本製品の内容に関して予告なく変更することがあります。
- (2) 本製品の内容についてご不明な点やお気付きのことがありましたら弊社までご連絡ください。
- (3) 関連資料に記載されたこと以外の操作による結果に対しては、保証いたしかねる場合がありますので、必ず記載事項に従ってご利用ください。
- (4) 関連資料で使用している画面は、開発期のものです。製品とは異なる場合がありますので、ご了承ください。

2.前項にかかわらず、当社の故意または重大な過失によってお客様に損害が発生した場合で、当社にその責任があるとの法的判断がなされた場合においても、当社が負うべき責任の範囲は、お客様が当社に支払った本製品の購入代金を上限とします。

(解除等)

第8条

お客様が、本契約の各条項に違反した場合、当社は本契約を直ちに解除することができるものとします。お客様に本契約の各条項への違反が疑われる場合、当社はおお客様に対して本製品の使用状況などの確認を求めることができ、お客様はこれに応じて必要な資料の提出、コンピューター等の利用状況の開示などをする義務を負います。

2.前項により本契約を解除した場合（第1条に定めるライセンスの期限満了の場合も同様とします）、お客様は速やかに本製品をお客様の負担で当社に返却または当社確認のもとで廃棄・コンピューター等からの抹消をするとともに、当社からの要求があった場合には、速やかに以上の措置が全て完了したことを証する証明書を書面で提出するものとします。

3.本製品が準拠する教科書に補訂等の変更があり当社が本製品の仕様を変更した場合、これに伴って本製品の改定・補訂等が必要になったときは、当社はおお客様にその旨を通知し、更新用データの提供、または当社の負担で本製品の回収及び改定・補訂後の製品と交換することができます。この場合、お客様は、従前の本製品の使用を停止し、第8条2項に基づく返却等の手順を踏んだ上で、当社の新しい製品を使用することができるものとします。なお、新しい製品のライセンスは本契約に基づく従前の本製品のラ

イセンスを引き継ぐものとなります。

(契約の効力)

第9条

本契約の規定の一部が無効また実行不能となった場合においても、本契約の他の全ての条件は有効のまま存続するものとします。

(管轄合意)

第10条

お客様と当社は、本契約に関連する一切の紛争の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とすることに合意します。

以上

作成：2024年3月 株式会社教育芸術社